

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の改定に伴う保安規定変更に係る手続きに関する面談

2. 日時：令和3年12月15日 14時00分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤企画調査官、義崎管理官補佐、岩崎安全審査官、照井安全審査官、藤田審査チーム員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 防災安全グループ 課長 他2名

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、今後予定している柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の改定に伴う保安規定の変更に関し、手続きが必要となる時期について確認があった。
- (2) 原子力規制庁から、説明内容について確認を行うとともに、本件について検討した上で、改めて回答する旨伝達した。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和3年10月6日第36回原子力規制委員会 資料1）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の改定に伴う保安規定の変更について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の記載について